

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23006-1
 令和5年5月11日
 原子燃料工業株式会社
 熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（本申請） コメント対応整理表（R5/5/11）

○4月28日コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
1	申請書（p50） 第33条について、「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」との記載があるが具体的にどのような対策をとるのか。 また、第74条についても同様。	<p>●第33条 当初申請において、保安規定第33条第5項に定めることとしていた「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」については、第33条第1項第6号に記載箇所を変更したうえで、「第2-2領域の第2廃棄物処理室、第2出入管理室及び第2洗濯室並びに第2-7領域の第2フィルタ室及び第2放射線管理室において、核燃料物質を取り扱わないこと」を操作員に遵守させる旨の記載に修正し、補正申請する。 また、参考資料にて、上記の具体的な対策として当該領域で核燃料物質の取り扱いをしないことを操作員に遵守させる旨、下位規定に定めていることを説明する。</p> <p>●第74条 当初申請において保安規定第74条第2項に定めることとしていた「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」については、「流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じる」旨の記載に修正し、補正申請する。 また、参考資料にて、上記の具体的な対策として流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに注意掲示や蓋をする等の措置を講じる旨、下位規定に定めていることを説明する。</p>	—
2	参考資料1-1（p30） No.10-11「情報システムセキュリティ計画を定める。」との記載について、加工規則第9条第1項8号では核物質防護規定で定めるべき内容として情報システムセキュリティ計画を定めることとしているが、保安規定においても情報システムセキュリティ計画を定める旨を記載する理由は何か。また、妨害破壊行為等の脅威に対応するための措置についても同じ。	情報システムセキュリティ計画を定めること及び妨害破壊行為等に対応するための措置を講じることについては、核物質防護規定で定めるものである一方、加工事業変更許可申請書において、加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮として記載した事項への対応でもあるため、保安規定第46条の2及びこれに基づく下位規定に定めて管理すべきものであると整理している。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
3	申請書全般 新旧対照表の変更の理由において(1)加工事業変更許可申請書を踏まえた変更としている箇所について、事業者の整理を示すこと。	変更の理由については、工事等を伴う安全対策等の反映を行うものを(1)加工事業変更許可申請書を踏まえた変更とし、過去に事業変更許可申請を受けて変更した記載を一部修正する場合等、設工認の工事を伴わない変更については(3)記載の適正化とする。 上記整理に基づき、記載を見直し補正申請する。	—
4	申請書 (p188) 添付1 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 14 「建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルート」と記載されており、加工事業変更許可申請書に記載している屋内消火栓までのアクセスルートに関する記載が読めない。	保安規定の添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項のうち、1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 第14項の「建物外から第2加工棟へのアクセスルート」の文言を「建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート」に修正し、加工事業変更許可申請書の記載と整合した記載とし、補正申請する。	—
5	参考資料1-1 (p26) No. 9-33 危険物量及び高圧ガス量の貯蔵量について、下位規定を含め、量を制限する管理とすることが読めない。 下位規定には許可における評価で用いた数値は記載しないのか。 また、現状の保安規定の表現では貯蔵量を変えないとの記載となっているが、最大貯蔵量を超えない等、記載を適切に見直すこと。	No. 9-33 で説明している敷地内に入構する車両に対して運搬する危険物量及び高圧ガス量を制限することについて、制限値を下位規定に定める旨、参考資料1-1のNo. 9-33に説明を追記する。 併せて No. 9-38 で説明している危険物施設及び高圧ガス施設における貯蔵量の管理についても同様に、外部火災影響評価に用いた値を敷地内の危険物施設及び高圧ガス施設の最大貯蔵数量 (制限値) として下位規定に定めることを、参考資料1-1のNo. 9-38に説明を追加する。 また、保安規定添付1 2. 設計想定事象の発生時 (外部火災) の手順書の整備第7項は、危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設について、その配置を遵守すること及びその貯蔵量を制限することを定めるものであるが、参考資料1-1に示した現状の保安規定の表現は適切でなかったため、これを見直し、補正申請に当たっては、当該記載を「危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守する」旨の記載とする。	—